

「バリアフリー改修をしたい」という方に



高齢者住宅改修助成事業

高齢者の方が安心して生活を送ることができる「やさしい住まいづくり」に補助します。

- 対象者 / 次の①または②に該当する方
 - ① 65歳以上の高齢者のいる世帯で住宅のバリアフリー改修をする方
 - ※介護保険の要介護および要支援認定者のいる世帯を除く
 - ② 丹波市人生 80 年いきいき住宅助成事業の申請後、非該当となった世帯
- 要件 / 次の①～③のすべての要件に該当
 - ① 市内の事業者が施工するもの② 高齢者の身体状況に応じたバリアフリー改修であること(手すり取り付け、段差解消など)③ 納付すべき市税などを納めていること
- 改修箇所ごとの補助金上限額 / 浴室・洗面所 9 万円、トイレ 4 万 8 千円、玄関 3 万 6 千円、廊下・階段 3 万 2 千円、居室 3 万 8 千円、台所 3 万 2 千円
- 補助金 / 上限 20 万円 ※同一住宅につき 1 回限り



☎ 介護保険課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 1049

「耐震診断を受けたい」「耐震改修をしたい」という方に

簡易耐震診断推進事業・ひょうご住まいの耐震化促進事業 (計画策定・耐震改修工事)

簡易耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事を実施される方に補助します。

- 対象者 / 木造戸建住宅の所有者
- 要件 / 次の①～④のすべてに該当する住宅
 - ① 市内にあり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工
 - ※店舗併用住宅は、住宅用途の部分が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるもの
 - ② 市内の事業者が耐震診断や計画策定、改修工事を実施
 - ③ 兵庫県「簡易耐震診断・ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助対象
 - ④ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している (加入する)
- 補助金 / 簡易耐震診断…全額
耐震改修計画策定…計画策定費の 6 分の 1 または 5 万円のうち低い額
耐震改修工事…対象工事費の 4 分の 1 または 30 万円のうち低い額 (所得制限あり)
- ※建物の構造や種別により補助金が異なりますので事前にお問い合わせください
- ☎ 住まいづくり課 (春日庁舎内) ☎ 88 - 5039



定住の促進と地域の活性化をめざします！

「地元産材で家を建てたい」



地元産材利用促進事業

住宅への木材利用を推進し、地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、地元産材で新築などをする方に補助します。

- 要件 / 次の①～③のすべての要件に該当
 - ① 市内産の木材を利用して木造住宅、倉庫、車庫を新築または増・改築
 - ② 丹波市産の木材と確認できる書類「産地証明」や「伐採届の適合通知 (写)」などの提出
 - ③ 市内の事業者が建築
- 補助金 / 丹波市産の木材の利用量に応じた額 (最高 50 万円まで)
- ※平成 26 年豪雨災害による罹災証明のある方は 75 万円まで
- ☎ 農林整備課 (春日庁舎内) ☎ 74 - 1707

「持家のリフォームをしたい」



平成 28 年度丹波市元気アップ住宅リフォーム助成事業

50 万円以上の住宅のリフォームを行う場合、10 万円 (商品券) を助成します。

- 要件 / 次の①～③のすべての要件に該当する方
 - ① 市民が市内に所有・自ら居住している住宅のリフォーム
 - ② 所有者は市税等の滞納がなく、はじめて助成を受ける方
 - ③ 市内に本社、本店をもつ事業所が施工する工事
- 助成内容 / 10 万円 (たんば共通商品券)
- 募集件数 / 200 件
- 応募方法 / 5 月 2 日 (月) ～ 5 月 31 日 (火) (当日消印有効) の期間に往復はがきで申し込みください。
- ☎ 住まいづくり課 (春日庁舎内) ☎ 88 - 5039

「市有分譲地を購入し、家を建てたい」



特定分譲地販売促進補助事業

応相寺宅地分譲団地、優良田園住宅地を購入し、住宅を建築する方に補助します。

- 要件 / 次の①～③のすべての要件に該当する方
 - ① 平成 29 年 3 月 31 日までに分譲地を購入し、住宅を建築する場合
 - ② 市内の事業者が建築
 - ③ 丹波市に定住すること
- 補助金 / 建築工事費の 5 % または 50 万円のうち低い額
- ☎ 住まいづくり課 (春日庁舎内) ☎ 88 - 5039

住宅の新築または新規購入に最大 100 万円を助成！

- 「2 世帯同居をしたい」
- 「U・I ターンしたい」
- 「U・I ターン者に住宅を貸したい」

新しいいき定住促進住宅補助事業

市内で新たに 2 世帯同居をしたい方、市内に移住したい方、移住者に持家を貸そうとする方が、住宅を新築または改修する場合や新規購入する場合に補助します。

要チェック！

住宅を新築または新規購入する場合に、中学生以下のお子さんがある世帯には補助金を上乗せし、最大 100 万円の助成を実施します。

*新たに 2 世帯同居をしたい方

- 対象者 / 現在市内で別居していて、新たに 2 世帯同居をしようとする方
- 補助金 / ① 新築・新規購入…費用の 5 % または 20 万円のうち低い額 (中学生以下の子がいる世帯は 50 万円を加算) ② 改修…費用の 20 % または 20 万円のうち低い額

*U・I ターン者の方

- 対象者 / 平成 26 年 4 月 1 日以降に転入した方のうち、転入前に 2 年以上他の市町村に居住していた方
- 補助金 / ① 新築・新規購入…費用の 5 % または 50 万円のうち低い額 (中学生以下の子がいる世帯は 50 万円を加算) ② 改修…費用の 20 % または 20 万円のうち低い額

*U・I ターン者に持ち家を貸す方

- 対象者 / U・I ターン者に持ち家を貸す方
- 補助金 / 改修工事費の 20 % または 20 万円のうち低い額

注 [新しいいき定住促進住宅補助事業 共通事項]

※この補助金は、平成 26 年 4 月 1 日以降に「丹波市に転入 (2 世帯同居をしたい方を除く) し、かつ住宅の新築・改修工事などの契約を締結する方」が対象です。 ※申請受付は平成 29 年 3 月 31 日までです。

☎ 住まいづくり課 (春日庁舎内) ☎ 88 - 5039

！ [注意事項] 耐震関連事業と高齢者住宅改修助成事業との併用はできませんが、そのほかの制度との併用はできません。補助金は丹波市の予算の範囲内で交付されますが、複数回の利用はできません。